

# さいたま市告示一覧

（ 令和4年11月1日から  
同月15日まで ）

## 【目次】

- |        |                               |                       |
|--------|-------------------------------|-----------------------|
| 第1612号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1613号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1614号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の廃止          | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】     |
| 第1615号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定          | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】     |
| 第1616号 | 第1号事業者の指定                     | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】     |
| 第1617号 | 農用地利用集積計画を定めた件                | 【経済局農業政策部農業政策課】       |
| 第1618号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】     |
| 第1619号 | 石綿含有分析法                       | 【環境局環境共生部環境対策課】       |
| 第1620号 | 石綿濃度測定法                       | 【環境局環境共生部環境対策課】       |
| 第1621号 | 個人情報取扱事務に係る届出                 | 【総務局総務部行政透明推進課】       |
| 第1622号 | 下水道排水設備指定工事店の指定               | 【建設局下水道部下水道維持管理課】     |
| 第1623号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1624号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1625号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1626号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達              | 【財政局南部市税事務所個人課税課】     |
| 第1627号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達              | 【財政局南部市税事務所資産課税課】     |
| 第1628号 | 屋外広告物の保管                      | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1629号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

第1630号	指定緑地の指定	【都市局都市計画部みどり推進課】
第1631号	保存緑地の指定	【都市局都市計画部みどり推進課】
第1632号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第1633号	不動産等の最高価申込者決定の公告	【財政局南部市税事務所納税調査課】
第1634号	不動産等の最高価申込者決定の公告	【財政局南部市税事務所納税調査課】
第1635号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第1636号	生活環境影響調査書の縦覧	【環境局施設部環境施設管理課】
第1637号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第1638号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部福祉総務課】
第1639号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
第1640号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第1641号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
第1642号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第1643号	入札の中止	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第1644号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第1645号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第1646号	市が実施する一般競争入札	【消防局総務部消防施設課】
第1647号	指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第1648号	指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第1649号	指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第1650号	指定自立支援医療機関（精神通院）の辞退の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

- |        |                           |                              |
|--------|---------------------------|------------------------------|
| 第1651号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1652号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の辞退の届出   | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1653号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】            |
| 第1654号 | 放置自転車等の撤去及び保管             | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第1655号 | 道路の指定の廃止                  | 【建設局南部建設事務所建築指導課】            |
| 第1656号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】            |
| 第1657号 | 国民健康保険の被保険者証等の無効          | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】            |
| 第1658号 | 市が実施する一般競争入札              | 【財政局契約管理部調達課】                |
| 第1659号 | 市が実施する一般競争入札              | 【経済局商工観光部経済政策課】              |
| 第1660号 | 市が実施する一般競争入札              | 【経済局商工観光部経済政策課】              |
| 第1661号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局福祉部年金医療課】              |
| 第1662号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局福祉部年金医療課】              |
| 第1663号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】        |
| 第1664号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】        |
| 第1665号 | 市が実施する一般競争入札              | 【財政局契約管理部契約課】                |
| 第1666号 | 市が実施する一般競争入札              | 【財政局契約管理部契約課】                |
| 第1667号 | 環境影響評価調査計画書の受理及び縦覧の場所等    | 【環境局環境共生部環境対策課】              |
| 第1668号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】        |
| 第1669号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【財政局北部市税事務所納税課】              |
| 第1670号 | 指定緑地の指定                   | 【都市局都市計画部みどり推進課】             |
| 第1671号 | 開発行為に関する工事の完了             | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】        |

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

第1672号 開発行為に関する工事の完了

【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】

第1673号 市が実施する一般競争入札

【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】

**さいたま市告示第1612号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字中釘字塚越1623番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年2月18日

第開 - N2021161号

4 検査済証番号

令和4年10月31日

第完 - N2021161号

**さいたま市告示第1613号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字中野林字袋279番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年3月11日

第開 - N2021166号

4 検査済証番号

令和4年10月31日

第完 - N2021166号

## さいたま市告示第1614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 廃止した施設・事業所

#### (1) ニチイケアセンター上木崎

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎3丁目1番10号

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 開設者 株式会社 ニチイ学館

エ 開設者住所 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1176503454

キ 廃止年月日 令和4年10月31日

#### (2) ライフサポート輝 有限会社

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸743番地19

イ 事業種別 訪問介護

ウ 開設者 ライフサポート輝 有限会社

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸743番地19

オ 代表者 代表取締役 兼元 三郎

カ 指定番号 1176504254

キ 廃止年月日 令和4年10月31日

#### (3) こびっと

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷3丁目12番15号 平和工業第2ビル202号室

イ 事業種別 訪問介護

ウ 開設者 特定非営利活動法人Village

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字真福寺1208番地2

オ 代表者 理事 村形 慶法

カ 指定番号 1176518478

キ 廃止年月日 令和3年12月31日

#### (4) 関東福祉生活センター

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目226番地9 さつき荘1号室

イ 事業種別 福祉用具貸与

ウ 開設者 株式会社SR

エ 開設者住所 福岡県福岡市中央区大名2丁目1番13号 HDaimyo3F

オ 代表者 代表取締役 成松 伸朗

カ 指定番号 1176519302

キ 廃止年月日 令和4年10月3日

- (5) あずみ苑 三橋  
ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地  
イ 事業種別 通所介護  
ウ 開設者 株式会社 レオパレス 2 1  
エ 開設者住所 東京都中野区本町 2 丁目 54 番 11 号  
オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也  
カ 指定番号 1176506341  
キ 廃止年月日 令和 4 年 10 月 31 日
- (6) あずみ苑 三橋  
ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地  
イ 事業種別 短期入所生活介護  
ウ 開設者 株式会社 レオパレス 2 1  
エ 開設者住所 東京都中野区本町 2 丁目 54 番 11 号  
オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也  
カ 指定番号 1176506341  
キ 廃止年月日 令和 4 年 10 月 31 日
- (7) あずみ苑 三橋  
ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地  
イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護  
ウ 開設者 株式会社 レオパレス 2 1  
エ 開設者住所 東京都中野区本町 2 丁目 54 番 11 号  
オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也  
カ 指定番号 1176506341  
キ 廃止年月日 令和 4 年 10 月 31 日
- (8) あずみ苑 三橋  
ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地  
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス  
ウ 開設者 株式会社 レオパレス 2 1  
エ 開設者住所 東京都中野区本町 2 丁目 54 番 11 号  
オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也  
カ 指定番号 1176506341  
キ 廃止年月日 令和 4 年 10 月 31 日
- (9) あずみ苑 五関  
ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 29 番地 1  
イ 事業種別 通所介護  
ウ 開設者 株式会社 レオパレス 2 1  
エ 開設者住所 東京都中野区本町 2 丁目 54 番 11 号  
オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也  
カ 指定番号 1176506796



キ 廃止年月日 令和4年10月31日

(10) あずみ苑 五関

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関29番地1

イ 事業種別 短期入所生活介護

ウ 開設者 株式会社 レオパレス21

エ 開設者住所 東京都中野区本町2丁目54番11号

オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也

カ 指定番号 1176506796

キ 廃止年月日 令和4年10月31日

(11) あずみ苑 五関

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関29番地1

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 開設者 株式会社 レオパレス21

エ 開設者住所 東京都中野区本町2丁目54番11号

オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也

カ 指定番号 1176506796

キ 廃止年月日 令和4年10月31日

(12) あずみ苑 五関

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関29番地1

イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護

ウ 開設者 株式会社 レオパレス21

エ 開設者住所 東京都中野区本町2丁目54番11号

オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也

カ 指定番号 1176506796

キ 廃止年月日 令和4年10月31日

(13) あずみ苑 五関

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関29番地1

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 開設者 株式会社 レオパレス21

エ 開設者住所 東京都中野区本町2丁目54番11号

オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也

カ 指定番号 1176506796

キ 廃止年月日 令和4年10月31日

## 2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

## さいたま市告示第1615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第78条の11第1項第1号、第85条第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項第1号により告示する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) andYou 訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目231番地3 コーポひではる102
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 合同会社トライリンクル
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目231番地3 コーポひではる102
- オ 代表者 代表社員 安藤 芳雄
- カ 指定番号 1166591713
- キ 指定年月日 令和4年11月1日

#### (2) andYou 訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目231番地3 コーポひではる102
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 合同会社トライリンクル
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目231番地3 コーポひではる102
- オ 代表者 代表社員 安藤 芳雄
- カ 指定番号 1166591713
- キ 指定年月日 令和4年11月1日

#### (3) 居宅介護支援事業所ケアビリティ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目9番6号 加来ビル406
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 株式会社 Mate
- エ 申請者住所 東京都練馬区中村北2-2-3 コンパルティア練馬105
- オ 代表者 代表取締役 佐々木 裕基
- カ 指定番号 1176520094
- キ 指定年月日 令和4年11月1日

#### (4) グループホームソラストさいたま見沼

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼87番地6
- イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護
- ウ 申請者 株式会社ソラスト
- エ 申請者住所 東京都港区港南1丁目7番18号
- オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一
- カ 指定番号 1196501363

キ 指定年月日 令和 4 年 11 月 1 日

(5) グループホームソラストさいたま見沼

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼 87 番地 6

イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 株式会社ソラスト

エ 申請者住所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 18 号

オ 代表者 代表取締役 藤河 芳一

カ 指定番号 1196501363

キ 指定年月日 令和 4 年 11 月 1 日

(6) あずみ苑 三橋

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア

エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号

オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506341

キ 指定年月日 令和 4 年 11 月 1 日

(7) あずみ苑 三橋

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地

イ 事業種別 短期入所生活介護

ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア

エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号

オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506341

キ 指定年月日 令和 4 年 11 月 1 日

(8) あずみ苑 三橋

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 517 番地

イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護

ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア

エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号

オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506341

キ 指定年月日 令和 4 年 11 月 1 日

(9) あずみ苑 五関

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 29 番地 1

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア

エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号

オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506796  
キ 指定年月日 令和4年11月1日

(10) あずみ苑 五関

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 29 番地 1  
イ 事業種別 短期入所生活介護  
ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア  
エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号  
オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506796  
キ 指定年月日 令和4年11月1日

(11) あずみ苑 五関

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 29 番地 1  
イ 事業種別 居宅介護支援  
ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア  
エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号  
オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506796  
キ 指定年月日 令和4年11月1日

(12) あずみ苑 五関

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 29 番地 1  
イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護  
ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア  
エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目 12 番 8 号  
オ 代表者 代表取締役 武田 浩

カ 指定番号 1176506796  
キ 指定年月日 令和4年11月1日

## 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048 (829) 1265

## さいたま市告示第1616号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) あずみ苑 三橋

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目517番地
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア
- エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目12番8号
- オ 代表者 代表取締役 武田 浩
- カ 指定番号 1176506341
- キ 指定年月日 令和4年11月1日

#### (2) あずみ苑 五関

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関29番地1
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社アズ・ライフケア
- エ 申請者住所 東京都中野区本町一丁目12番8号
- オ 代表者 代表取締役 武田 浩
- カ 指定番号 1176506796
- キ 指定年月日 令和4年11月1日

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第1617号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

**さいたま市告示第1618号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市大宮区天沼町二丁目669番16
- (2) 指定の年月日 令和4年11月1日
- (3) 指定の番号 第北22-019号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 21.95m

**さいたま市告示第1619号**

平成20年さいたま市告示第1189号（さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第45条第2項に規定する建築材料中の石綿の含有の状況を分析する方法として市長が定める方法）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

本文中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「及び日本産業規格A1481-4」を「、日本産業規格A1481-4及び日本産業規格A1481-5」に改める。



**さいたま市告示第1620号**

平成30年さいたま市告示第428号（さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第49条に規定する市長が定める方法）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

本文中「（第4.1版）」を「（第4.2版）」に改め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## さいたま市告示第1621号

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり 5件

### 2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり 4件

### 3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

## 個人情報取扱事務一覧(令和4年9月1日～令和4年10月31日受付分)

整理番号	種別	事務番号	事務の名称	担当課
1	開始	2924	教職員研修受講履歴管理事務	教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所
2	開始	2925	分譲マンションアドバイザー派遣業務	建設局 建築部 住宅政策課
3	開始	2926	価格高騰緊急支援給付金給付事業	保健福祉局 福祉部 福祉総務課
4	開始	2927	さいたま市議会行政視察受入事務	議会局 議事調査部 調査法制課
5	開始	2928	全国在宅障害児・者等実態調査	保健福祉局 福祉部 障害政策課
1	変更	1161	社会保険・雇用保険事務	総務局 人事部 職員課
2	変更	1467	給与支給事務	総務局 人事部 職員課
3	変更	2381	共済組合届出事務	総務局 人事部 職員課
4	変更	2487	さいたま市二十歳の集い開催業務	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課

## 個人情報取扱事務開始届出書

令和4年9月22日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	教職員研修受講履歴管理事務			事務番号	2924
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所			担当課コード	30140225
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	教職員の主体的な学び、個別最適な学びの実現に向け、管理職等による教職員との対話に基づく研修受講奨励に資するため、教職員の研修受講履歴を管理する。				
事務開始日	令和4年6月1日	事務開始届出日	令和4年9月22日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	市立学校教職員			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	6,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:教職員人事課、指導1課、特別支援教育室、指導2課、総合教育相談室、高校教育課、健康教育課、館岩少年自然の家、生涯学習振興課、人権教育推進室				

個人情報取扱事務開始届出書

令和4年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称		分譲マンションアドバイザー派遣業務		事務番号	2925
担当課名		建設局 建築部 住宅政策課		担当課コード	10085735
目的外利用		無	外部提供	無	履歴番号
事務の目的及び概要		市内のマンションの管理の定期成果を推進するため、マンション管理に関する専門家(マンション管理士等)と連携し、申請等のあったマンション管理組合等に対し、専門家による訪問を実施し相談支援を行う。相談内容は専門家から報告を受け記録し、今後のマンション施策の参考とする。			
事務開始日		令和4年7月15日		事務開始届出日	令和4年9月30日
事務変更日				事務変更届出日	
事務廃止日				事務廃止予定日	
個人情報消去予定日				個人情報消去日	
対象者の範囲			アドバイザー派遣を希望する管理組合等	事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	20人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
	個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた	
その他		記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

## 個人情報取扱事務開始届出書

令和4年10月3日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	価格高騰緊急支援給付金給付事業			事務番号	2926
担当課名	保健福祉局 福祉部 福祉総務課			担当課コード	10052703
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給する。				
事務開始日	令和4年10月21日	事務開始届出日	令和4年10月3日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者 (住民税非課税世帯等)			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	288,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号利用事務：番号法別表第一第101の項、生活事項その他：DVの記録、個人情報の収集先その他：市民税課(事務番号1176「個人市・県民税の賦課事務(普通徴収事務)」からの目的外利用)、法人課税課(事務番号731「個人市・県民税の賦課事務(特別徴収事務)」からの目的外利用)、生活福祉課(事務番号749「生活保護事務」からの目的外利用)、障害支援課(事務番号989「やむを得ない事由による措置に関する事務」からの目的外利用)、高齢福祉課(事務番号76「老人ホーム入所措置事務」からの目的外利用)、南部児童相談所(事務番号1667「児童一時保護事務」からの目的外利用)				

## 個人情報取扱事務開始届出書

令和4年10月25日

さいたま市長 様

議会

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市議会行政視察受入事務			事務番号	2927
担当課名	議会局 議事調査部 調査法制課			担当課コード	40163030
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	他都市の議会・議員からの依頼を受け、行政視察の受入れに関して、視察先の執行部等と庁内調整を行う。提出を受けた来訪者一覧は、行政視察開催のための事務連絡等に使用する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	令和4年10月25日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	他自治体の議員、随行職員等			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	300人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:視察対象の事業所管課所等				

個人情報取扱事務開始届出書

令和4年10月24日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	全国在宅障害児・者等実態調査			事務番号	2928
担当課名	保健福祉局 福祉部 障害政策課			担当課コード	10052710
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	身体障害者福祉法第14条に基づく、令和4年全国在宅障害児・者等実態調査の実施にあたり、総務省より割振られた国勢調査区(市内53調査区)より個人情報を収集するもの。また、併せて調査を委嘱する調査員が説明会に出席するため個人情報を収集する。				
事務開始日	令和4年9月21日	事務開始届出日	令和4年10月24日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	市内の対象調査区内に居住する全ての市民及び調査員			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	6,857人
個人情報取扱いの項目					
一般的取扱い情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱い根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 身体障害者福祉法第14条  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	個人情報の収集先その他:デジタル改革推進部(事務番号239「統計調査員登録事務」から目的外利用)				



## 個人情報取扱事務変更届出書

令和4年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	給与支給事務			事務番号	1467
担当課名	総務局 人事部 職員課			担当課コード	10021225
目的外利用	有	外部提供	有	履歴番号	010
事務の目的及び概要	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和4年10月1日	事務変更届出日	令和4年9月30日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	職員(含む退職者)			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	9,800人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 地方公務員法第24条、さいたま市職員の給与に関する条例第33条、 所得税法第194条  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 児童手当法第28条  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input checked="" type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号利用事務:番号法別表第一 第56の項、年末調整等については個人番号関係事務/経済状況その他は、源泉徴収税額、所得控除額等/収集先その他:市民税課から収集/令和4年10月1日 パートタイム会計年度任用職員の給与・労務管理の一元化により対象者数を変更				

## 個人情報取扱事務変更届出書

令和4年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	共済組合届出事務			事務番号	2381
担当課名	総務局 人事部 職員課			担当課コード	10021225
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	006
事務の目的及び概要	職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資するため、各種届出を受付し、共済組合へ提出する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成28年1月12日		
事務変更日	令和4年10月1日	事務変更届出日	令和4年9月30日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	職員(含む退職者)及び被扶養者			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	19,100人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 □ 本籍・国籍 □ 印影 □ その他	■ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 □ 資格 □ 成績・評価 □ 表彰 □ その他	■ 所得・収入 ■ 資産状況 ■ 取引状況 ■ 公的扶助受給 ■ 口座番号等 ■ その他	□ 体格・体力 □ 運動能力 □ 健康状態 □ 容姿 □ 写真・肖像 □ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 ■ 婚姻 ■ 居住状況 □ 社会的活動 □ 団体加入状況 □ 意見・要望 □ 趣味・嗜好 □ その他
要配慮個人情報	□ 信条 □ 人種 □ 犯罪等に関する事項 ■ 障害 ■ 病歴・健康診断結果等 □ 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 □ 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 ■ 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	■ すべて本人から収集 □ 本人以外からの収集等あり □ 他の実施機関から収集 □ 他の官公庁から収集 □ 民間・私人から収集 □ その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 □ 第1号 本人の同意がある □ 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 □ 第3号 公にされている □ 第4号 本人収集困難 □ 第5号 事務執行上不可欠 □ 第6号 安全保護のために緊急性がある □ 第7号 国等から収集することに理由がある □ 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	■ 文書 □ フィルム ■ 電磁的記録 □ その他	■ 有 □ 無	□ 有 ■ 無	■ 有 □ 無	
備考	個人番号関係事務/経済状況その他:課税状況/令和4年10月1日 共済組合法改正による対象者数の変更				

## 個人情報取扱事務変更届出書

令和4年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	社会保険・雇用保険事務			事務番号	1161
担当課名	総務局 人事部 職員課			担当課コード	10021225
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	006
事務の目的及び概要	社会保険及び雇用保険に加入する職員についての資格得喪及び保険料に関する事務を行う。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和4年10月1日	事務変更届出日	令和4年9月30日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	1,400人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input checked="" type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号関係事務／令和4年10月1日 共済組合法改正及び労務一元化により職員数増加のため、「対象者数」を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和4年10月13日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市二十歳の集い開催業務			事務番号	2487
担当課名	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課			担当課コード	10986530
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	003
事務の目的及び概要	二十歳となった青年の人生の門出を祝福するために開催する。実行委員会の開催、関係団体からの協力、協賛、開催案内、事務連絡等に利用する。また、市外在住者による事前登録申込を受け付けるため利用する。なお、情報はさいたま市二十歳の集い実行委員会と共有する。				
事務開始日	平成15年9月17日	事務開始届出日	平成29年10月19日		
事務変更日	令和4年5月1日	事務変更届出日	令和4年10月13日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	二十歳の集い対象者とその家族、二十歳の集い実行委員、青少年団体、協賛企業、式典招待者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	18,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令  <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人情報の収集先その他:区政推進部(事務登録番号305「住民登録事務」の目的の範囲内での利用)/令和元年9月19日 事務の見直しにより、事務の目的及び概要、対象者の範囲、対象者数、個人情報の収集先を変更。/令和4年5月1日 式典名称及び事務の見直しにより、事務の名称、事務の目的及び概要、対象者の範囲、対象者数を変更。				

## さいたま市告示第1622号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和4年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第961号	株式会社 ワタナベ工業	川口市柳崎三丁目5番16号	渡邊 純也

### 2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和4年11月1日から令和6年3月31日まで

### 5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

**さいたま市告示第1623号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字内野本郷字上野原

1034番2、1034番3、1035番3、1035番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区京橋1-6-11 カンケン京橋ビル6F

株式会社 早稲田学習研究会 代表取締役会長兼社長 吉原 俊夫

3 許可番号

令和4年 3月30日

第開-N2021186号

4 検査済証番号

令和4年11月 1日

第完-N2021186号

**さいたま市告示第1624号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字本村1017番1、1017番3、1017番4、1020番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区大成町三丁目548番地2富士幸ビル

株式会社 大成総合不動産 代表取締役 水谷 高継

3 許可番号

令和4年 4月13日

第開-N2022001号

4 検査済証番号

令和4年11月 1日

第完-N2022001号

**さいたま市告示第1625号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸993番4、993番6、994番7、  
1007番5の一部、1010番3、1011番2の一部（第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和4年10月14日

第変-N2022040号

4 検査済証番号

令和4年11月 1日

第完1N2022040号



**さいたま市告示第1626号**

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、さいたま市南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和4年度市民税・県民税納税通知書

令和3年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第3係

(2) 電話 048（829）1389

**さいたま市告示第1627号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所資産課税課家屋第2係

(2) 電話 048（829）1573

**さいたま市告示第1628号**

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 265 枚 |
| (2) 立看板 | 2 枚   |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時  
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048（840）6178                       |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和4年11月4日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	中央区	はり札	38	令和4年10月4日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月4日	17時00分	
2	緑区	はり札	40	令和4年10月7日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月7日	17時00分	
3	南区	はり札	38	令和4年10月11日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月11日	17時00分	
4	桜区	はり札	6	令和4年10月12日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月12日	17時00分	
5	中央区	立看板	2	令和4年10月12日	11時30分 から 12時00分	令和4年10月12日	12時00分	
6	南区	はり札	37	令和4年10月14日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月14日	17時00分	
7	南区	はり札	1	令和4年10月17日	14時00分 から 15時45分	令和4年10月17日	15時45分	
8	浦和区	はり札	41	令和4年10月18日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月18日	17時00分	
9	浦和区	はり札	39	令和4年10月21日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月21日	17時00分	
10	南区	はり札	25	令和4年10月25日	8時30分 から 17時00分	令和4年10月25日	17時00分	
11								
12	計	はり札	265					
13		立看板	2					

**さいたま市告示第1629号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字島根字加賀野町831番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年5月17日

第開 - N2022008号

4 検査済証番号

令和4年11月2日

第完 - N2022008号

**さいたま市告示第1630号**

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第6条の規定に基づき、自然緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 自然緑地

(1) 名称

西谷北自然の森

(2) 指定期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(3) 所在地

北区日進町三丁目825番1の一部、825番5の一部

(4) 区域面積

1,135.75㎡

(5) 図面

別添のとおり



フードガーデン  
宮原西口店

名称	西谷北自然の森
所在地	北区日進町3丁目825番1の一部他1筆
区域面積	1135.75㎡

大宮日進あかしゃ団地

原宮大宮日進  
あかしゃ団地

大宮日進さつき団地  
さつき団地

新大宮バイパス

オリンピック  
高原店

くすのき  
保育園

日進町三丁目

日進町三丁目  
自治会館



**さいたま市告示第1631号**

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地として次のとおり指定したので告示する。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

(1) 指定期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(2) 指定番号、所在地、指定地積、区域面積

別添のとおり

(3) 図面

別添のとおり



さいたま市保存緑地指定(更新)地区一覧(令和4年12月1日指定)

	指定番号	所在地	地目	指定地積(m <sup>2</sup> )	区域地積(m <sup>2</sup> )
1	三室第五	緑区三室490番1	山林	483.00	483.00



忠兵衛橋

太子堂墓苑

中原後

三室

山崎市民の窓口

大古里

市営  
三室団地

指定番号 三室第五  
所在地 緑区三室490番1  
区域面積 483㎡

白衣観世音  
中原堂

0 100m



さいたま市告示第1632号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年11月8日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
11月 1日	猫	見沼区蓮沼	雑種	メス	キジ トラ	3~4 ヵ月齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

## 不動産等の最高価申込者の決定等の公告

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第1495号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しました。国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

記

公 売 財 産			最高価申込価額 (円)	最高価申込者の 氏 名
売却区分番号	名称その他	数量		
	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		432,000	R&M International株式会社
最高価申込者の決定年月日			令和4年11月4日	
決 売	日	時	場	所
定 却	令和4年11月11日 (金) 午前10時00分		さいたま市南部市税事務所 納税調査課	

注意 最高価申込者が上記公売財産を取得するのは、売却決定をした後、代金を納付したときです。  
代金納付期限 令和4年11月11日 (金) 午後2時30分

## 別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
南 1	メルセデス・ベンツ 車両番号 大宮302と3967 交付年月日 平成28年4月26日 初度登録年月 平成25年9月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 乗車定員 5人 最大積載量 -kg 車両重量 1,580kg 車両総重量 1,855kg 車台番号 WDD2042492G180012 長さ 463cm 幅 177cm 高さ 146cm 車名 メルセデス・ベンツ 型式 DBA-204249 原動機の型式 271 燃料の種類 ガソリン 総排気量又は定格出力 1.79L 前軸重 810kg 後軸重 770kg 有効期間の満了する日 令和4年9月29日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示	43,000	426,300	1

## 不動産等の最高価申込者の決定等の公告

令和4年11月4日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第1497号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しました。国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

記

公 売 財 産			最高価申込価額（円）	最高価申込者の 氏 名
売却区分番号	名称その他	数量		
別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり			350,000	株式会社 G2
最高価申込者の決定年月日			令和4年11月4日	
決 売	日	時	場	所
定 却	令和4年11月11日（金）午前10時00分		さいたま市南部市税事務所 納税調査課	

注意 最高価申込者が上記公売財産を取得するのは、売却決定をした後、代金を納付したときです。  
代金納付期限 令和4年11月11日（金）午後2時30分

## 別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
南3	日産 キャラバン 3.0 DX ロングボディ 自動車登録番号又は車両番号 大宮400 の 6360 登録年月日/交付年月日 令和2年7月22日 初度登録年月 平成22年3月 自動車の種別 小型 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 車名 ニッサン 乗車定員 3人 最大積載量 1250kg 車両重量 1920kg 車両総重量 3335kg 車台番号 VWE25-213071 長さ 469cm 幅 169cm 高さ 199cm 前前軸重 1190kg 後後軸重 730kg 型式 ADF-VWE25 原動機の型式 ZD30 総排気量又は定格出力 2.95L 燃料の種類 軽油 型式指定番号 15894 類別区分番号 0165 有効期間の満了する日 令和4年12月27日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示	35,000	350,000	1

## さいたま市告示第1635号

さいたま市の発注する「自転車通行環境整備工事（市道L717号線）」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。



コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4456-36	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	自転車通行環境整備工事（市道L717号線）	
工事場所	さいたま市緑区大字宮後地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月17日まで	
概要	区画線工 溶融式区画線 白（実線15cm）1520m（ゼブラ45cm）4m 黄（矢印・記号・文字15cm）190m 区画線消去 削取り式126m 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工（矢羽根）451箇所 樹脂系滑り止め舗装工320㎡ 道路付属物工 路面標示シート設置121箇所	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後3時20分	
参加資格	名簿登載業種等	塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月7日（月）から							
	質問受付期間	令和4年11月7日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年11月21日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4456-37							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		ゾーン30対策工事（浦和区前地1丁目外地区）（補）							
工事場所		さいたま市浦和区前地1丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月17日まで							
概要		区画線工 区画線設置 白（実線15cm）6570m（破線30cm）87m（ゼブラ45cm）4m 矢印・記号・文字（白、15cm換算）1702m（黄、15cm換算）160m 溶融式（緑色）600㎡ ゾーン30プラス2箇所 スクールゾーン4箇所 一方通行1箇所 進入禁止3箇所 注意ハンプ4箇所 区画線消去一式 舗装工 樹脂系すべり止め舗装34㎡ 道路付属施設工 ラバーボール14本							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後3時30分							
参加資格	名簿登載業種等	塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

	外に提出を要する書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月7日（月）から
	質問受付期間	令和4年11月7日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで
	質問回答期日	令和4年11月21日（月）
保証金及び支払方法		入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180
契約整理番号		04-4465-38
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		道路修繕工事（R3一般国道122号）その5
工事場所		さいたま市緑区大字高畑地内外
履行期間		契約確定の日から令和5年3月1日まで
概要		概算数量発注方式による発注 延長202.0m 幅員7.0m 舗装工 路面切削18㎡ 切削オーバーレイ1390㎡ 基層1390㎡ 表層1410㎡ 区画線工一式 交通管理工一式
予定価格（税込）		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで
入札書提出期間		令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後3時40分
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月7日（月）から
	質問受付期間	令和4年11月7日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで
	質問回答期日	令和4年11月21日（月）

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	<p>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</p> <p>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</p>							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-5208-26							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	3者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事							
工事場所	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和7年2月28日まで							
概要	さいたま市立三橋小学校の第1校舎（6-1、-2棟）、第2校舎（5-1、-2棟）、第4校舎（26棟）・三橋公民館、屋内運動場（18棟）、プール、渡り廊下等の改修工事 附属建築物の増築工事・解体工事及び外構工事							
予定価格（税込）	1,477,300,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月1日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月7日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月7日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）



さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	04-5208-26
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。</li> <li>・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</li> <li>・「さいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

契約整理番号	04-5208-27		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	2者による特定共同企業体		
工事名	さいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（機械設備）工事		
工事場所	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地		
履行期間	議会の議決を得たる日から令和7年2月28日まで		
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式		
予定価格（税込）	308,990,000円		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで		
入札書提出期間	令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月1日（木）午後1時40分		
参加資格	名簿掲載業種等	代表構成員	管工事業 A級 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上
		その他の構成員	管工事業 A級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-		

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月7日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月7日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

契約整理番号	04-5208-27
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。</li> <li>・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</li> <li>・「さいたま市立三橋小学校（5-1、-2・6-1、-2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	04-5208-28							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立針ヶ谷小学校（17・19・27・28・29棟）リフレッシュ改修（建築）工事							
工事場所	さいたま市浦和区領家7丁目2番1号							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年2月28日まで							
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 便所改修工事 外							
予定価格（税込）	450,670,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月1日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月7日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月 7日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。</li> <li>本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</li> <li>本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

## さいたま市告示第1636号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）第47条の規定により、さいたま市桜環境センターの破碎施設における処理能力の変更に係る生活環境影響調査書の縦覧について、次のとおり公告する。

令和4年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 施設概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
名 称 さいたま市桜環境センター  
所 在 地 埼玉県さいたま市桜区新開四丁目2番1号
- (2) 対象施設の種類  
ごみ処理施設
- (3) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類  
もえないごみ（粗大ごみ含む）
- (4) 対象施設の規模（破碎施設）  
処理能力：28t／日

### 2 縦覧場所

- (1) 市役所7階 環境局施設部環境施設管理課
- (2) 桜区役所情報公開コーナー、桜環境センター
- (3) 土合公民館、西浦和公民館

### 3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和4年11月7日（月）から令和4年12月7日（水）まで

時間：縦覧場所(1)及び(2)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(3)は午前9時から午後5時まで。

### 4 意見書

さいたま市桜環境センターの破碎施設における処理能力の変更に関し利害関係を有する者は、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

意見書提出期限 令和4年12月21日（水）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による  
直接持参、郵送の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

宛名：さいたま市 環境局 施設部 環境施設管理課 施設係

FAXの場合 FAX番号：048-829-1991

電子メールの場合 電子メールアドレス：kankyo-shisetsu-kanri@city.saitama.lg.jp

**さいたま市告示第1637号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字大谷字稲荷東229番8
- (2) 指定の年月日 令和4年11月7日
- (3) 指定の番号 第北22-020号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 36.84m（32.84m+4.00m）

## さいたま市告示第1638号

災害時要配慮者支援マニュアル作成等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
災害時要配慮者支援マニュアル作成等業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和5年2月28日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC 27001）の認定を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課  
担当 管理係 電話 048（829）1253
- (2) 交付期間  
本告示日から令和4年11月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

福祉総務課にて手渡しとする。

(2) 交付日

令和4年11月28日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月2日（金） 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月2日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課  
電話 048（829）1253   FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は入札説明書による。



**さいたま市告示第1639号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字西宿1222番1、1222番4、1222番7、1223番11、  
1265番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年10月3日

第 変 - S 2 0 2 2 0 2 1 号

4 検査済証番号

令和4年11月7日

第 完 - S 2 0 2 2 0 2 1 号

## さいたま市告示第1640号

令和5年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和5年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」、「文書管理」で掲載され、引き続き同業務で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

(5) 令和2年度以降に人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課

担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月18日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月22日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月29日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所ときわ会館3階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月29日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課  
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課  
電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1641号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区曲本三丁目277番2、277番3、277番4、277番5、277番6、277番7、277番8、277番9、277番10、277番11、277番12、277番13、277番14、277番15、277番16、277番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和4年10月18日

第 変 - S 2 0 2 2 0 3 7 号

4 検査済証番号

令和4年11月8日

第 完 - S 2 0 2 2 0 3 7 号

**さいたま市告示第1642号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年11月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・固定資産税・都市計画税 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

**さいたま市告示第1643号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により令和4年9月26日さいたま市告示第1421号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
  - (1) 件名  
さいたま市被保護者保健指導等業務
  - (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- 2 中止とした理由  
参加者なしのため。

**さいたま市告示第1644号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字大口字堤下436番4、436番5、437番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和4年4月21日  
第開 - N2021189号
- 4 検査済証番号  
令和4年11月9日  
第完 - N2021189号



**さいたま市告示第1645号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字大口字堤下436番6、437番3、437番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和4年4月21日  
第開 - N2021190号
- 4 検査済証番号  
令和4年11月9日  
第完 - N2021190号

## さいたま市告示第1646号

さいたま市消防局庁舎外23署所建築設備等定期点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市消防局庁舎外23署所建築設備等定期点検業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和4年12月2日から令和5年3月27日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に業務（設計・調査・測量）の受注希望業種「建築関係コンサルタント／建物調査」で登載され、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048（833）7954

#### (2) 交付期間

告示の日から令和4年11月18日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月25日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月29日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局庁舎4階第1調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月29日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防総務課  
電話 048(833)7335 FAX 048(833)7641

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課  
電話 048(833)7954 FAX 048(833)7641

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市消防局総務部消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p076447.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1647号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1648号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1649号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1650号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305



**さいたま市告示第1651号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1652号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1653号**

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和4年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類  
別紙のとおり（別紙省略）

## さいたま市告示第1654号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

### 2 保管開始年月日

令和4年11月 4日

### 3 保管場所及び放置箇所

#### (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

#### (2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

#### (3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

#### (4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

### 4 保管自転車

別紙のとおり

### 5 保管台数

計117台

### 6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/10/24	南浦和駅西口	埼玉県警21-212898384	B6E53815		
2022/10/24	西浦和駅	不明	GG9C06434		
2022/10/25	武蔵浦和駅	不明	F140616542		
2022/10/25	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7010768	B6E49123		
2022/10/27	南浦和駅東口	埼玉県警22-221366123	ZX21020954		
2022/10/27	南浦和駅東口	埼玉県警18-8548442	F181074389		
2022/10/27	武蔵浦和駅	志村F-67174	TY201206552		
2022/10/27	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5331366	A15AB19694		
2022/10/27	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204399506	PH0NF00678		
2022/10/28	南浦和駅東口	茨城県警察C-977458	SNJ362348		
2022/10/28	南浦和駅東口	埼玉県警20-202133045	F91202870		
2022/10/31	南浦和駅東口	埼玉県警18-8440821	A18AD09299		
2022/10/31	南浦和駅西口	不明	ASW2220084		
2022/10/31	南浦和駅西口	麻布A-07554	V160407046		
2022/10/31	武蔵浦和駅	埼玉県警20-203215258	K4FK16801		
2022/11/01	東浦和駅	埼玉県警18-8469342	SSI029049		
2022/11/01	東浦和駅	埼玉県警21-211891505	JX2020090763		
2022/11/01	南浦和駅東口	不明	GA3J01796		
2022/11/01	南浦和駅東口	光が丘D-62351	V190423951		
2022/11/01	南浦和駅西口	埼玉県警22-223171907	SVE059887		
2022/11/01	南浦和駅西口	不明	J2004003047		
2022/11/01	南浦和駅西口	埼玉県警13-3380100	SNC389933		
2022/11/01	南浦和駅西口	高井戸F-85178	MD18110017		
2022/11/01	南浦和駅西口	埼玉県警11-1200676	H2D43724		
2022/11/01	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200156358	A19AJ20292		
2022/11/01	武蔵浦和駅	石神井J-23190	B4K68915		

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/11/01	武蔵浦和駅	埼玉県警21-213819232	A20AKX4500		
2022/11/04	南浦和駅東口	埼玉県警21-211604921	H1SA05263		
2022/11/04	南浦和駅東口	埼玉県警18-8373444	B4X57409		
2022/11/04	南浦和駅東口	埼玉県警22-220370151	FJT0B04964		
2022/11/04	武蔵浦和駅	埼玉県警21-212795550	STT1F39313		
2022/11/04	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200098781	JMH190701515		
2022/11/04	武蔵浦和駅	埼玉県警13-3126958	TB1SF635		
2022/11/04	武蔵浦和駅	埼玉県警22-221950429	ZX21370214		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/10/24	大宮駅東口	埼玉県警21-213380451	F21382182		
2022/10/24	大宮駅東口	埼玉県警22-221083113	SNJ394203		
2022/10/24	大宮駅東口	埼玉県警16-6276318	VF6C01558		
2022/10/24	大宮駅西口	埼玉県警19-193257810	S7L244435		
2022/10/24	大宮駅西口	埼玉県警19-193591965	F190680144		
2022/10/24	宮原駅東口	埼玉県警13-3185310	2S01826		
2022/10/24	新都心駅東口	埼玉県警20-203704674	SUD051033		
2022/10/25	大宮駅西口	埼玉県警20-205479414	F20N01799		
2022/10/25	大宮駅西口	埼玉県警17-7305587	S7C037852		
2022/10/25	大宮駅西口	埼玉県警19-191259653	F180695390		
2022/10/25	東大宮駅西口	埼玉県警22-222445493	A16AD37826		
2022/10/27	大宮駅東口	不明	S1803970		
2022/10/27	大宮駅西口	埼玉県警21-213564480	A21MF15664		
2022/10/27	大宮駅西口	埼玉県警08-8451193	A8F02435		
2022/10/27	大宮駅西口	埼玉県警20-204341770	S1893305		
2022/10/27	宮原駅西口	不明	B4J06769		
2022/10/27	宮原駅西口	埼玉県警11-1150751	K10127953		
2022/10/27	東大宮駅西口	埼玉県警22-220078507	A21AF26379		
2022/10/27	指扇駅		SSC343391		
2022/10/27	大宮公園駅	埼玉県警16-6452270	B6D00601		
2022/10/27	西大宮駅南口	不明	SUA027343		
2022/10/28	大宮駅東口	不明	A13AK51801		
2022/10/28	東大宮駅西口	埼玉県警20-200101804	STNKZ30214		
2022/10/31	大宮駅東口	池袋G-21681	V180912516		
2022/10/31	大宮駅東口	埼玉県警21-214605422	ZXL21071538		
2022/10/31	大宮駅東口	埼玉県警20-204662576	G5FD3776		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/10/31	大宮駅東口	埼玉県警18-8267068	SVSD00227		
2022/10/31	大宮駅東口	埼玉県警17-7111904	B6K07670		
2022/10/31	大宮駅西口	埼玉県警22-220389626	STUGF07078		
2022/10/31	大宮駅西口	埼玉県警19-193251277	GC8L30219		
2022/10/31	大宮駅西口	埼玉県警15-5168621	A15AB38379		
2022/10/31	大宮駅西口	新潟県警52-070781	F170488460		
2022/10/31	大宮駅西口	埼玉県警21-211296100	F20N06526		
2022/11/01	大宮駅西口	埼玉県警20-204304092	SUH314671		
2022/11/01	大宮駅西口	埼玉県警10-0557302	TF0K00456		
2022/11/01	大宮駅西口	埼玉県警22-222293065	HS1J04819		
2022/11/01	大宮駅西口	埼玉県警18-8244558	S8703658		
2022/11/02	東宮原駅	埼玉県警20-200618068	T1CCG473		
2022/11/02	今羽駅	不明	GB12J11762		
2022/11/04	大宮駅東口	埼玉県警21-212898740	A21AF17309		
2022/11/04	大宮駅西口	埼玉県警21-210101020	SEJ20574		
2022/11/04	大宮駅西口	埼玉県警21-214302535	V210715623		
2022/11/04	大宮駅西口	埼玉県警20-203132581	S3603589		
2022/11/04	大宮駅西口	埼玉県警19-191554337	T18L3611		
2022/11/04	大宮駅西口	蒲田M-05095	LZ8F01912		
2022/11/04	東大宮駅西口	愛知県警17-コ-63236	H7F91385		
2022/11/04	東大宮駅西口	埼玉県警21-215216209	SVJ301688		



# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/10/24	中浦和駅	埼玉県警18-8166700	A17MK45690		
2022/10/24	北与野駅		AM5NJ71771		
2022/10/24	北与野駅	埼玉県警20-203522550	A19PK20728		
2022/10/24	南与野駅	愛知県警19783907	S7L005691		
2022/10/25	浦和駅東口		F9H06221		
2022/10/25	浦和駅東口	日野E-11141	B6D10318		
2022/10/27	浦和駅西口	埼玉県警22-221801407	H107140677		
2022/10/27	浦和駅西口	埼玉県警21-211028866	A20AJ42688		
2022/10/27	北浦和駅西口	本富士B-64516	GV6S12552		
2022/10/27	与野本町駅	埼玉県警11-1501762	H4D87546		
2022/10/28	浦和駅東口	埼玉県警19-191003217	A18PL11297		
2022/10/28	浦和駅東口	埼玉県警21-212700762	A21AB15663		
2022/10/28	北浦和駅東口	神奈川県警49-0564972	A14AB40289		
2022/10/28	与野駅西口	埼玉県警16-6420898	S7600757		
2022/10/31	北浦和駅東口	埼玉県警22-223482023	STUJF12601		
2022/10/31	北浦和駅東口	千葉県警T-024282	NJF08028		
2022/10/31	北浦和駅西口	不明	ACG20D006542		
2022/10/31	北浦和駅西口	埼玉県警18-8155522	C6CV2700		
2022/11/01	北浦和駅東口	埼玉県警19-192386179	T6BEG412		
2022/11/01	北浦和駅西口	不明	F20408626		
2022/11/01	中浦和駅	不明	CA3C8957		
2022/11/01	中浦和駅	埼玉県警18-8306990	STRAZ06130		
2022/11/04	浦和駅東口	埼玉県警17-7530687	A16PL25515		
2022/11/04	浦和駅東口	埼玉県警22-220188000	V210306514		
2022/11/04	浦和駅西口	渋谷C-24794	WK15020536		
2022/11/04	北浦和駅東口	埼玉県警19-195463794	D909280725		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/11/04	北浦和駅西口	愛知県警23-ナ-21185	KAK1141005		
2022/11/04	北浦和駅西口	愛知県警21-コ-42323	KAJ1040770		
2022/11/04	北浦和駅西口	埼玉県警20-200204735	A16MI19112		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/10/24	岩槻駅	埼玉県警12-2312416	F120350867		
2022/10/25	岩槻駅	埼玉県警18-8469019	A18AH02331		
2022/10/25	岩槻駅	埼玉県警12-2537555	YTA1212217		
2022/10/28	岩槻駅	埼玉県警18-8050929	ASYZ623135		
2022/10/28	岩槻駅	埼玉県警21-212493619	SVUL07693		
2022/10/31	岩槻駅	埼玉県警17-7048609	S6K023581		
2022/10/31	東岩槻駅	埼玉県警17-7169704	S7B035225		

合計: 117台

**さいたま市告示第1655号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 道路廃止の概要**

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区高砂一丁目1000番の一部  
(浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業区域内)
- (2) 廃止の年月日 令和4年11月11日
- (3) 道路の幅員 4.00m

さいたま市告示第1656号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第1657号**

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

## さいたま市告示第1658号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名（物品の購入）

消防用ホース（50mm×20m）外2件

#### (2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市浦和消防署外9署

#### (3) 数量

ア 消防用ホース（50mm×20m） 238本

イ 消防用ホース（65mm×20m） 245本

ウ 消防用ホース（65mm×10m） 32本

#### (4) 特質等

入札説明書のとおり

#### (5) 納入期限

令和5年3月15日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で記載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月28日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年12月5日（月）及び令和4年12月6日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切



り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月14日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1659号

さいたま市産業振興会館 外1施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

さいたま市産業振興会館 外1施設で使用する電気

#### (2) 需要場所

入札説明書のとおり

#### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

#### (4) 需給期間

入札説明書のとおり

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p075852.html>

- (2) 交付期間  
告示の日から令和4年11月28日（月）まで
- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 提出方法  
郵送
  - (4) 提出書類の受領期限及び送付先
    - ア 受領期限  
令和4年11月28日（月）必着  
書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
    - イ 送付先  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
さいたま市経済局商工観光部経済政策課総務係
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
4(4)イに同じ
  - (2) 交付日  
令和4年12月2日（金）午前9時から午後5時まで。
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
  - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

## さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

### (3) 入札書の提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）により提出

### (4) 入札書の到達期限

令和4年12月14日（水）必着

### (5) 入札書の送付先

4(4)イに同じ

### (6) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和4年12月15日（木）午前11時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

### (7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

### (10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部経済政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1660号

北浦和インフォメーションセンター 外2施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

北浦和インフォメーションセンター 外2施設で使用する電気

#### (2) 需要場所

入札説明書のとおり

#### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

#### (4) 需給期間

入札説明書のとおり

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p091785.html>

- (2) 交付期間  
告示の日から令和4年11月28日（月）まで
- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 提出方法  
郵送
  - (4) 提出書類の受領期限及び送付先
    - ア 受領期限  
令和4年11月28日（月）必着  
書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
    - イ 送付先  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
さいたま市経済局商工観光部経済政策課総務係
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
4(4)イに同じ
  - (2) 交付日  
令和4年12月2日（金）午前9時から午後5時まで。
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
  - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札書の提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）により提出

(4) 入札書の到達期限

令和4年12月14日（水）必着

(5) 入札書の送付先

4(4)イに同じ

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月15日（木）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部経済政策課及びホームページにおいて閲覧できる。



さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1661号**

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年11月11日から令和4年11月17日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

**さいたま市告示第1662号**

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年11月11日から令和4年11月17日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

**さいたま市告示第1663号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市桜区桜田一丁目1760番1、1760番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和4年5月20日  
第 開 - S 2 0 2 2 0 0 6 号
- 4 検査済証番号  
令和4年11月10日  
第 完 - S 2 0 2 2 0 0 6 号

**さいたま市告示第1664号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字馬込字四番895番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略） （省略）
- 3 許可番号  
令和4年3月22日  
第開 - N2021180号
- 4 検査済証番号  
令和4年11月10日  
第完 - N2021180号

## さいたま市告示第1665号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4主要地方道さいたま鴻巣線）その2」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。



#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることがで

きる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4465-39
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4主要地方道さいたま鴻巣線）その2
工事場所	さいたま市桜区町谷1丁目地内外
履行期間	契約確定の日から令和5年3月20日まで
概要	概算数量発注方式による発注 延長333.0m 幅員6.2~7.6m 舗装工 路面切削

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

		14㎡ 切削オーバーレイ 2140㎡ 表層 2150㎡ 排水構造物工一式 道路付属 施設工一式 区画線工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月1日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から							
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））」の対象案件である。							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4359-24							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		一般国道122号蓮田岩槻バイパス岩槻工区整地工事（R4）							
工事場所		さいたま市岩槻区大字岩槻地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月24日まで							
概要		延長62m 準備工一式 構造物撤去工一式 土工一式 用排水工 遠心ボックスカルバート（φ300）48m 集水樹2基 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

		令和4年12月1日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3211							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-122							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		スマイルロード整備工事（R4市道イワ103号線）							
工事場所		さいたま市岩槻区大字表慈恩寺地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長271.4m 幅員5.2m 舗装工 路面切削工（平均切削厚5cm）1410㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚7cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）1400㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）1410㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月1日（木）午後2時20分							

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から							
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	04-5208-29								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	2者による特定共同企業体								
工事名	さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（建築）工事								
工事場所	さいたま市中央区鈴谷8丁目10番33号								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年12月16日まで								
概要	屋上防水・外壁改修工事 建具改修工事 外部仕上改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	888,030,000円								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和4年12月1日（木）午前9時から 令和4年12月5日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年12月6日（火）午前9時から 令和4年12月7日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月8日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級						
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級						
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
	その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年12月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

契約整理番号	04-5208-29
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。</li> <li>・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</li> <li>・「さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

契約整理番号	04-5208-30
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	2者による特定共同企業体
工事名	さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事
工事場所	さいたま市中央区鈴谷8丁目10番33号
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年12月16日まで
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式
予定価格（税込）	381,920,000円
調査基準価格	設定する（失格基準有）
参加申請受付期間	令和4年12月1日（木）午前9時から 令和4年12月5日（月）午後5時まで
入札書提出期間	令和4年12月6日（火）午前9時から 令和4年12月7日（水）午後5時まで

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月8日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	管工事業 A級 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上						
		その他の構成員	管工事業 A級						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。								
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員								
	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-								
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から							
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年12月5日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

契約整理番号	04-5208-30							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。</li> <li>・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</li> <li>・「さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

契約整理番号	04-1453-9							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立岩槻本町保育園新園舎建設（建築）工事							
工事場所	さいたま市岩槻区本町2丁目5番5号							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年4月26日まで							
概要	新築工事 延べ面積632.53㎡ S造 地上2階建て 外構工事							
予定価格（税込）	358,050,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							



さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

参加申請受付期間	令和4年12月1日（木）午前9時から 令和4年12月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年12月6日（火）午前9時から 令和4年12月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月8日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年12月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。</li> <li>本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。</li> <li>本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4359-23							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	大宮岩槻線芝川工区境橋下部工工事（R4）（2債）							
工事場所	さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外							
履行期間	令和5年3月1日から令和5年10月31日まで							
概要	橋台工1基 既製杭工45本 橋台躯体工 鉄筋17.24t 躯体コンクリート522m <sup>3</sup> 仮設工 鋼矢板49枚 作業ヤード整備工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年12月1日（木）午前9時から 令和4年12月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年12月6日（火）午前9時から 令和4年12月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月8日（木）午後2時10分							

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から						
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年12月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は令和5年3月1日以降に請求できる。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

## さいたま市告示第1666号

さいたま市の発注する「産業道路天沼工区外地質調査業務（R4）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書

比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	04-4359-22	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	産業道路天沼工区外地質調査業務（R4）	
業務場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月17日まで	
概要	地質調査9箇所 調査延長105m 標準貫入試験80回 土質調査一式 土壤環境調査試験5検体	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年11月24日（木）午前9時から 令和4年11月28日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年11月29日（火）午前9時から 令和4年11月30日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年12月1日（木）午後2時30分	
参加資格	名簿登載業務	地質調査 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	本公告日において、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けていること。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、地質調査業者登録を証明する書類の写し

さいたま市告示一覧（令和4年11月1日から同月15日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年11月14日（月）から					
	質問受付期間	令和4年11月14日（月）午前9時から 令和4年11月22日（火）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年11月28日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

## さいたま市告示第1667号

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第9条の規定により、さいたま市緑区及び岩槻区において計画されている「順天堂浦和美園キャンパス（仮称）等整備事業」に係る環境影響評価調査計画書及び関係書類の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和4年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 学校法人順天堂  
代表者氏名 理事長 小川 秀興  
所 在 地 東京都文京区本郷2丁目1番1号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 順天堂浦和美園キャンパス（仮称）等整備事業  
種 類 大規模建築物の建設、研究施設の建設  
規 模 延べ面積：約210,000㎡、面積：7.66ha

(3) 対象事業実施区域 さいたま市緑区美園及び岩槻区美園東

(4) 関係地域の範囲 さいたま市緑区及び岩槻区のうち、対象事業実施区域の周囲1.5キロメートル以内の地域

### 2 縦覧場所

(1) 市役所7階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 各区役所情報公開コーナー

(3) 各市立図書館、美園公民館、美園コミュニティセンター、岩槻南部公民館

### 3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和4年11月14日（月）から令和4年12月14日（水）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(3)は各施設の開館時間による。

### 4 意見書

環境影響評価調査計画書の内容について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

意見書提出期限 令和4年12月28日（水）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】 郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による

郵送の場合

住所：〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1

宛名：学校法人順天堂 大学キャンパス・ホスピタル再編事業事務局

順天堂浦和美園キャンパス（仮称）等整備事業 環境影響評価調査担当

FAXの場合 FAX番号：03-5684-1932

電子メールの場合 電子メールアドレス：urawamisono-kankyoassess@juntendo.ac.jp



**さいたま市告示第1668号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区原山四丁目126番1、126番3、126番4、126番5、126番6、126番7、126番8、126番9、126番10、126番11、126番12、126番13、126番14、126番15、126番16、169番2、169番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区東町一丁目50番地3

株式会社ロイズホーム 代表取締役 宮崎 俊和

3 許可番号

令和4年10月21日

第 変 - S 2 0 2 2 0 1 9 号

4 検査済証番号

令和4年11月11日

第 完 - S 2 0 2 2 0 1 9 号

**さいたま市告示第1669号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・納期限変更告知書
- ・交付要求通知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3045

**さいたま市告示第1670号**

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第6条の規定に基づき、自然緑地として次のとおり指定したので告示する。

令和4年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 自然緑地

(1) 名称

上加自然の森

(2) 指定期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(3) 所在地

北区日進町二丁目1493番1、1493番3、1493番5

(4) 区域面積

653.00㎡

(5) 図面

別添のとおり



日進中継  
ポンプ場

国土交通省  
大宮国道事務所  
大宮出張所  
大宮国道事務所 大宮出張所

阿弥陀堂

けやきの森  
保育園

番場公園排水機場

宮前中学校

名称	上加自然の森
所在地	北区日進町2丁目1493番1他2筆
区域面積	653m <sup>2</sup>

0 100m

**さいたま市告示第1671号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字内野本郷字西原1133番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和4年9月2日

第開-N2022063号

4 検査済証番号

令和4年11月14日

第完-N2022063号

**さいたま市告示第1672号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区西大宮二丁目27番13、27番20、27番21、27番22、27番23、  
27番24、27番25、27番26、27番27、27番28、27番29、27番30、  
27番31

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目2905番地3

中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内 慶太郎

3 許可番号

令和4年8月9日

第開-N2022047号

4 検査済証番号

令和4年11月14日

第完-N2022047号

## さいたま市告示第1673号

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校地質調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校地質調査業務
- (2) 履行場所  
さいたま市南区沼影2丁目7番35号外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和5年3月24日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする。

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「地質調査」で登載され、かつ、市内に本店を有する者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (6) 本入札の告示日において、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。
- (7) 平成24年度以降、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体において、同種同業務を契約

し、誠実に履行した実績を有している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p092947.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和4年11月30日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

#### (2) 交付日時

令和4年12月7日（水）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。



- ア 提出先  
3(1)アに同じ
- イ 受付期間  
3(2)に同じ
- ウ 提出方法  
4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

- ア 公表場所  
3(1)アに同じ
- イ 公表日時  
5(2)に同じ

(3) その他

質問に対する回答を郵送で希望する者は、質疑応答書の提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

- ア 日時  
令和4年12月14日（水）午前9時00分

- イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館第3会議室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

- ア 日時  
令和4年12月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

- イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができ  
る。その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲  
内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った  
者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじ  
を引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定  
に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて  
閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>